

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年11月15日(2007.11.15)

【公開番号】特開2001-222310(P2001-222310A)

【公開日】平成13年8月17日(2001.8.17)

【出願番号】特願2000-303213(P2000-303213)

【国際特許分類】

**G 05 B 19/418 (2006.01)**

【F I】

G 05 B 19/418 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年10月2日(2007.10.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】少なくとも1つの誤りの原因となるプロセスを確認し、前記確認されたプロセスのプロセス・マップを作り(14)、前記確認されたプロセスの内、スクラップ及び不適格の内の少なくとも一方が発生した少なくとも1つの工程(52-70)を確認(16)し、確認された工程を除去することが出来るかどうかを判定すると共に、その工程を除去することが出来れば、該工程を除去すること、前記確認された工程を単純化することが出来るかどうかを判定し、該工程を単純化することが出来れば、該工程を単純化すること、並びに前記確認されたプロセスを異なるプロセスに置換することが出来るかどうかを判定することの内の少なくとも1つを実施することによって、前記確認されたプロセスを取去り(18)、スクラップ及び不適格の内の少なくとも一方が、前記取去った後のプロセスで減少していることを検証する工程を含む方法。

【請求項2】更に、スクラップ及び不適格の内の少なくとも一方が減少していることを検証する前に、前記取去ったプロセス(18)の誤りの検証をする(20)工程を含む請求項1記載の方法。

【請求項3】少なくとも1つの誤りの原因となるプロセスを確認することが、スクラップ、再加工及び不適格データの内の少なくとも1つを収集する工程を含む請求項1又は2に記載の方法。

【請求項4】前記確認されたプロセス全体に亘って複数個の誤りが確認された場合、前記確認されたプロセスを異なるプロセスに置換することが出来るかどうかを最初に判定することによって、前記確認されたプロセスを取去る(18)ことが実施される請求項1乃至3のいずれか1項に記載の方法。

【請求項5】少なくとも1つの誤りの原因となるプロセスを確認し、該確認されたプロセスのプロセス・マップを作り(14)、前記確認されたプロセスの内、スクラップ及び不適格の内の少なくとも一方が発生した少なくとも1つの工程(52-70)を確認(16)し、前記確認された工程を除去することが出来るかどうかを判定すると共に、該工程を除去することが出来れば、該工程を除去すること、前記工程を除去することが出来なければ、前記確認された工程を単純化することが出来るかどうかを判定して、該工程を単純化することが出来れば、該工程を単純化すること、及び前記工程を除去することが出来ず、単純化することも出来ない場合、前記確認されたプロセスを異なるプロセスに置換することが出来るかどうかを判定することの内の少なくとも1つを実施することによって、前記確認されたプロセスを取去り(18)、取去った後のプロセスでスクラップ及び不適格

の内の少なくとも一方が減少したことを検証する工程を含む方法。

【請求項 6】更に、スクラップ及び不適格の内の少なくとも一方が減少したことを検証する前に、取去った後のプロセス(18)の誤りの検証をする(20)工程を含む請求項5記載の方法。

【請求項 7】少なくとも1つの誤りの原因となるプロセスを確認することが、スクラップ、再加工及び不適格データの内の少なくとも1つを収集する工程を含む請求項5記載の方法。

【請求項 8】少なくとも1つの誤りの原因となるプロセスを確認し、該確認されたプロセスのプロセス・マップを作り(14)、前記確認されたプロセスの内、スクラップ及び不適格の内の少なくとも一方が発生した少なくとも1つの工程(52-70)を確認し(16)、前記確認されたプロセス全体に亘って複数個の誤りが発生されたかどうかを判定し、前記確認されたプロセス全体に亘って複数個の誤りが確認された場合、次に前記確認されたプロセスを異なるプロセスに置換することが出来るか判定し、前記確認されたプロセスを異なるプロセスに置換することが出来る場合、前記確認されたプロセスを前記異なるプロセスに置換し、前記確認されたプロセスを前記異なるプロセスに置換することが出来ない場合、確認された工程を除去することが出来るかどうかを判定すると共に、該工程を除去することが出来れば、該工程を除去し、前記工程を除去することが出来なければ、前記確認された工程を単純化することが出来るかどうかを判定すると共に、該工程を単純化することが出来れば、該工程を単純化することの内の少なくとも1つを実施することにより、前記確認されたプロセスを取り(18)、スクラップ及び不適格の内の少なくとも一方が取去った後のプロセスで減少したことを検証する工程を含む方法。

【請求項 9】更に、スクラップ及び不適格の内の少なくとも一方が減少したことを検証する前に、取去った後のプロセス(18)の誤りの検証をする(20)工程を含む請求項8記載の方法。

【請求項 10】少なくとも1つの誤りの原因となるプロセスを確認することが、スクラップ、再加工及び不適格データの内の少なくとも1つを収集する工程を含む請求項8記載の方法。